平成２１年（フ）第２４０号
長野市川中島町上氷鉋684番地
債務者　馬場　淳一
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１２５号
長野県上田市上丸子1417番地２
債務者　矢澤　志保
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１３０号
長野県上田市古里76番地13、登録原票記載事項証明書上の住所長野県北佐久郡御代田町大字御代田2628番地178　アサマハイツ３
債務者　村上ドゥグラスこと　ムラカミ　パウロ　ドゥグラス
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１３１号
長野県上田市古里76番地13
債務者　木村マユミこと　キムラ　クリスチアーネ　マユミ
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１３４号
長野県千曲市大字中428番地６　コーポ坂口102号、前住所長野市篠ノ井有旅4444番地
債務者　武士　良子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１７７号
長野県松本市大字新村2243番地３
債務者　塚田美津夫
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第１８２号
長野県安曇野市三郷明盛3280番地１サンビレッジ明盛Ｃ―101
債務者　伊藤　　享
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２１２号
長野県安曇野市堀金三田1244番地18
債務者　小林　一夫
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２１９号
長野県松本市大手３―６―10槙石ビル３階安藤法律事務所方
債務者　浦川　景子（旧姓代）
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２２２号
長野県松本市大字芳川村井町721番地24　芳川コーポ南棟303、住民票上の住所長野県松本市大字笹賀3253番地
債務者　清沢　明美
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２２９号
長野県安曇野市穂高有明2105番地
債務者　丸山　幸大
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３２３号
岐阜県関市鋳物師屋３丁目５番13号
債務者　林　　朗
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３４１号
岐阜県各務原市那加桐野町６丁目256番地
債務者　澤田　　巖
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３４８号
岐阜県郡上市八幡町柳町254番地
債務者　丸山美智代（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３６１号
岐阜市岩倉町２丁目25番地
債務者　磯邉　京子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３６２号
岐阜市岩倉町２丁目25番地
債務者　磯邉　夏江
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３６４号
岐阜県関市東町２丁目５番29号
債務者　長谷部正一
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
岐阜地方裁判所